

日本獣医師会学会学術誌に係る著者負担金について

日本獣医師会学会学術誌投稿規程（以下「投稿規程」という。）第9条に係る著者が負担する負担金の金額（消費税を含む。）は、下記のとおりとする。

なお、下記による負担金の適用は平成23年7月1日からとする。

記

1 投稿規程第9条第1号関係

筆頭著者が会員構成獣医師及び個人賛助会員（学生賛助会員を含む。）の場合は、審査料及び掲載料ともに要しないが、これ以外の者については、次の審査料及び掲載料を納入する。

- (1) 投稿時審査料：10,000円（ただし、学生の場合は、5,000円とする。）
- (2) 採用時掲載料：50,000円（ただし、学生の場合は、10,000円とする。）

2 投稿規程第9条第2号関係

超過頁の印刷料：実費相当額（超過分1頁につき20,000円）

3 投稿規程第9条第3号関係

原図の作成料：実費相当額（1枚につき5,000円程度）

4 投稿規程第9条第4号関係

写真等のカラー印刷料：実費相当額（1頁につき60,000円程度）

5 投稿規程第9条第5号関係

別刷の印刷料：実費相当額（刷り上り4頁（表紙付き）100部につき30,000円程度）